12月4日～10日は人権週間です

燕市オンライン人権講演会

LGBTQ講演会 ～多様な性ってなんだろう～

吉井奈々さん

LGBTQは、約13人に1人といわれるとても身近な性的マイノリティー（性的少数派）です。この機会に多様な性について考えてみませんか？

■**配信期間**　11月22日㈪～12月22日㈬
■**配信方法**　YouTubeで限定公開
※要申込、視聴無料

他 講師：吉井奈々さん（コミュニケーション講師）
申 11月19日㈮までに市ホームページの「燕市かんたん申請」にて。YouTubeのURLなどの情報は、電子メールでご連絡します。
問 市民課 市民生活係
☎0256・77・8107　かんたん申請▶

11月12日㈮～18日㈭は「女性の人権ホットライン」強化週間

法務局職員・人権擁護委員が、次の日程で女性の人権に関する電話相談を受け付けます。

時 ◎11月12日㈮・15日㈪～18日㈭　午前8時30分～午後7時／◎11月13日㈯・14日㈰　午前10時～午後5時
■**相談内容**　差別・DV・セクハラ・夫婦間の問題など広く女性の人権に関すること
■**相談電話番号**　0570・070・810（全国共通）
問 新潟地方法務局 三条支局
☎0256・33・1375

「くらしの無料相談」開設

相談は無料で秘密は守られます。同日に行政相談も行っています。

時・所 12月3日㈮　◎中央公民館：午前10時～午後3時（行政相談は午前10時～正午）／◎吉田ふれあいセンター、分水福祉会館：午後1時～4時
内 家庭内の問題（夫婦、親子、相続など）、子どもの問題、人権の問題、その他困りごとなど
問 市民課 市民生活係☎0256・77・8107

人権擁護委員へご相談ください

人権擁護委員として、中江小夜（なかえさよ）さん（小池・再任）に10月1日付で法務大臣から委嘱状が交付されました。

人権問題ではないだろうかと感じたり、嫌がらせなどの問題で困ったときは相談してください。秘密は固く守ります。

※燕市の人権擁護委員（10月1日現在）は、市ホームページでご確認ください▶
問 市民課 市民生活係☎0256・77・8107

消雪パイプの市内一斉点検を開始します

冬期間も安全・安心に道路を通行できるように、11月中旬から市内全域で消雪パイプの点検・調整作業を行います。消雪パイプの中に溜まった砂やさびを流し出し、ノズルから水が均等に出るように手作業で調整を行います。作業中の水はねや交通規制などにご理解とご協力をお願いします。

作業の様子

問 土木課 道路維持係☎0256・77・8275

弁護士による無料法律相談会

時 11月18日㈭　午後1時30分～4時　所 燕商工会議所
■**相談時間**　30分　※要予約
問 燕商工会議所 経営支援課☎0256・63・4116

2022年燕三条産業カレンダーを販売します

所 燕商工会議所前「セブンイレブン燕東太田店」　問 燕商工会議所 経営支援課☎0256・63・4116

新潟県の最低賃金額が改定されました

新潟県の最低賃金額は、従来の時間額831円から859円に引き上げられました。この最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者と、その事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイトなどを含む）に適用されます。

また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談も設けられています。

■**業務改善助成金に関する相談**　新潟労働局雇用環境・均等室☎025・288・3528
■**働き方改革推進支援センターの無料相談に関する問合せ**　新潟働き方改革推進支援センター☎0120・009・229
■**最低賃金に関する問合せ**
新潟労働局労働基準部賃金室☎025・288・3504
または三条労働基準監督署☎0256・32・1150

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの人へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響で、一定程度収入が減少した人の保険料（税）の減額または免除を行います。**期限は令和4年3月31日㈭までです。**申請はお早めにお願いします。

対象となる人	
❶全額免除	新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
❷一部を減額	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる人 **▼具体的な要件（以下の要件を全て満たした人）** 世帯の主たる生計維持者について ㈠ 事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ㈡ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること ㈢ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

※介護保険料は、㈠および㈢に該当の場合に対象となります。
※申請の際には、収入を証明する書類が必要となります。
※国民健康保険税は、65歳未満の人が解雇などで離職した場合、非自発的失業者の軽減が優先されます。

問 ◎**国民健康保険税・介護保険料**
税務課 市民税2係☎0256・77・8144
◎**後期高齢者医療保険料**
保険年金課 年金医療係☎0256・77・8133

国民年金保険料を免除します

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合、臨時特例による免除申請が可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページ（新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について）をご覧ください。

問 ねんきん加入者ダイヤル☎0570・003・004
保険年金課 年金医療係☎0256・77・8136
日本年金機構ホームページ▶

吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）大規模改修工事に伴う休館のお知らせ（予定）

利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

時 12月29日㈬～令和4年11月まで（予定）　問 社会教育課 スポーツ推進室☎0256・77・8368

国民年金は3つの年金であなたをサポートします

❶**老齢基礎年金**
■**年金額**　**78万900円（満額）**
20歳～60歳になるまでの40年間、全額保険料を納付した人は、65歳から満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。勤めていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取ることができます。

❷**障害基礎年金**
■**年金額**　**1級：97万6125円、2級：78万900円**
国民年金加入中か20歳前、または60歳以上65歳未満の間に初診日がある病気やケガで、国民年金の障害等級（1・2級）に該当したときは、障害基礎年金を受け取ることができます。※請求のご相談は、事前にご連絡ください。

❸**遺族基礎年金**
■**年金額**　**100万5600円（子が1人いる配偶者の場合）**
国民年金加入中の人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取ることができます。支給は、子が18歳（子に障がいがある場合は20歳）に到達する年度の末日まで。

●その他、要件があります。詳しくはお問い合わせください。／年金額は毎年度変わります。金額は、令和3年度の額です。問 保険年金課 年金医療係（市役所1階12番・13番窓口）☎0256・77・8136／三条年金事務所☎0256・32・2820